

平成30年度 亀岡市総合福祉センター利用グループ 登録申請のてびき

亀岡市総合福祉センターでは、市民グループの活動を支援するため、利用グループ登録制度を設けています。一定要件を満たしているグループは登録申請をすることができ、審査を経て、利用グループとして登録されれば、総合福祉センターでの活動場所や利用料金について、規程に基づく支援が受けられます。

市民のふれあいの施設として、多くの市民の皆様にご利用いただきますよう、登録の募集を行います。

公益財団法人亀岡市福祉事業団
(☎0771-24-0294)

登録申請の手続き

(1) 登録申請できるグループの要件

○下記の①～⑩すべての要件を満たすことが必要です。

①次のいずれかの区分に当てはまる活動をしているグループであること。

登録区分	グループの構成
コミュニティセンター	地域に活動の基盤を置いて地域の福祉、文化、教育、青少年育成、環境保全及びスポーツ等に寄与することをめざして公益的な活動を行っているグループ
障害者福祉センター	障害のある人の社会参加と自立に寄与することをめざして障害のある人を中心に活動しているグループ
中央老人福祉センター	自らの健康増進と生きがい、仲間づくりをめざして活動する60歳以上の人で構成されたグループ
働く女性の家	自らの個性と能力を発揮し、より豊かな生活をめざして活動する勤労女性又は勤労者家庭の女性を中心に構成されたグループ
勤労青少年ホーム	自己実現と仲間づくり、交流をめざして35歳未満の勤労青少年を中心に活動しているグループ

②会員は概ね5名以上で、加入・脱退が自由であること。

③会員が自主的かつ主体的に運営していること。
(指導者や上部団体が主催する文化教室的なものは認めない。)

④総合福祉センターで定期的に活動を行うこと。(概ね1ヵ月に1回以上)

⑤グループに代表者を置き、代表者は市内居住者(働く女性の家・勤労青少年ホームは在勤者も可)が当たること。また、代表者は指導者(※1)を兼ねないこと。

⑥活動の体験や見学の機会を設けるなど、活動への参加を希望する市民を広く受け入れること。

⑦政治活動、宗教活動又は営利活動をしないこと。

⑧グループ代表者会議に参加すること。

⑨登録グループ発表会や総合福祉センターの事業などに積極的に参加すること。

⑩活動日及び活動場所の調整に協力すること。

※1：指導者がある場合、その謝金等の額は任意であるが、公共施設が市民活動を支援する趣旨から、1回につき1万円以内を目安とされたい。

(2) 申請手続き

次の書類に必要事項を記入して、受付期間内に総合福祉センター1階事務室に提出してください。

○提出書類

① 亀岡市総合福祉センター利用グループ登録申請書（※2）

② 会員名簿

提出時点の会員すべてについて記入してください。

③ 年間活動希望計画書

1年間は同じ曜日・同じ時間区分・同じ部屋を基本に記入してください。別紙「平成30年度カレンダー」の網掛けの日は利用できません。提出いただく活動希望日は、登録審査後に全体で調整することとなりますので、確定ではありません。

※2：平成31年3月までの登録証がある場合は①の申請書は不要。ただし、登録内容に変更ある場合は、「登録グループ登録内容変更届」（指定様式）を提出してください。

○提出期間

平成29年12月10日（日）から12月25日（月）まで

（午前9時から午後9時、日曜日と受付最終日の25日は午後5時まで
火曜日、祝日は休館）

○提出場所

亀岡市総合福祉センター 1階事務室 （亀岡市内丸町45-1）

TEL 0771-24-0294

(3) 登録手続き

提出いただいた申請内容を審査し、適合すると判断したグループを登録します。

○申請いただいた活動内容や状況を登録の要件に照らし、その適否を審査し、適合と認められたグループに登録証を交付します。(※3)

※3：※2により申請書の提出をしないグループは除く

○活動日・場所の調整

希望計画書の活動日や活動場所は、規程に基づき調整を行います。ご協力いただきますようお願いいたします。

○登録の期間

平成30年4月1日から1年間とします。

○説明会の開催

平成30年3月に、平成30年度登録グループ説明会を行い、登録グループのセンター利用について、活動中の諸手続や注意事項等の説明をします。

使用手続き等

(1) 使用手続き

登録グループとして登録証の交付を受けたグループは、平成30年度の初回の活動日までに、次の書類を提出していただきます。申請用紙は3月の説明会でお渡しします。

- ① 亀岡市総合福祉センター使用許可申請書
- ② 亀岡市総合福祉センター使用料減免申請書（※4）

※4：登録グループは、減免申請書を提出すれば、利用料金の3割減免を受けることができます。

(2) 利用料金の納付

利用料金は、月初めの使用日までに納めてください。1ヵ月分以上まとめて納付願います。

(3) 使用の追加

調整後決定された活動日以外に追加して使用を希望する場合は、1ヵ月前（コミュニティホールは3ヵ月前）から使用申請をすることができます。一般利用者と同時申請になった場合は、一般利用者が優先となります。
なお、追加使用についても3割減免の対象とします。

(4) 登録グループ発表会

日頃の活動成果を発表並びに交流する機会として、登録グループ発表会の開催を、平成30年11月24日（土）～26日（月）に予定していますので、登録グループは参加してください。

(5) 活動報告書の提出

平成31年4月20日までに、平成30年度（4月～3月）の「活動実績報告書（指定様式）」を提出してください。
なお、平成29年度登録グループについては、平成29年度の「活動実績報告書」を平成30年4月20日までに提出してください。

利用料金

- ◆下記の料金表は、一般利用の料金表です。
登録グループが使用する場合は、3割を減免することができます。

		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時～ 正午	午後 1 時～ 午後 5 時	午後 6 時～ 午後 10 時	午前 9 時～ 午後 10 時
1 階	コミュニティホール	円 2, 1 6 0	円 3, 2 4 0	円 4, 3 2 0	円 9, 7 2 0
	会議室	430	540	640	1, 6 2 0
2 階	教養娯楽室	430	540	640	1, 6 2 0
	会議室	430	540	640	1, 6 2 0
3 階	和室	540	640	750	1, 9 4 0
	会議室	540	640	750	1, 9 4 0
	講習室	1, 1 8 0	1, 4 0 0	1, 7 2 0	4, 3 2 0
	料理実習室	750	860	970	2, 5 9 0
4 階	音楽室	640	750	860	2, 2 6 0
	講習室	750	860	1, 0 8 0	2, 7 0 0
	集会室	430	540	640	1, 6 2 0
	軽運動室	750	860	1, 0 8 0	2, 7 0 0

◎冷暖房設備を使用するときは、次の表に掲げる額を加算した額が利用料となります。

区分	加算額	期 間
冷 房	利用料金の 4 割相当額	6月20日～9月20日
暖 房	利用料金の 3 割相当額	12月1日～3月31日

◎料理実習室を使用される場合は、ガス代等として1回800円を徴収します。

※この費用は減免対象ではありません。